別紙

令和7年度(令和6年度からの繰越分)医薬品安定供給支援補助金交付要綱 (案)

(通則)

1 令和7年度(令和6年度からの繰越分)医薬品安定供給支援補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年_{労働省}令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 (略)

(交付の対象事業)

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。
- (1) (略)
- (2) 重点感染症の MCM (感染症危機対応医薬品等) 開発支援事業 別に定める「重点感染症の MCM (感染症危機対応医薬品等) 開発支援 事業公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が実施する 重点感染症の MCM (感染症危機対応医薬品等) 開発支援事業
- $(3) \sim (5)$ (略)

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は次の(1)から(2)により算出された額の合計額とする。ただし、算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) (略)
- (2) 重点感染症の MCM (感染症危機対応医薬品等) 開発支援事業の交付額は次により算出するものとする。

- (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支 出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ)(ア)により選定された金額と総事業費から寄付金その他収入額を 控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

2 対象経費
2
MCM の薬事申請に必要な資料の収集に係
る費用
・体外診断用医薬品の安定性試験の実施
経費
・体外診断用医薬品の臨床性能評価試験
の実施経費

※補助対象経費及び対象外経費の詳細は「重点感染症の MCM (感染症危機対応 医薬品等) 開発支援事業公募要領」に定めるものとする。

$(3) \sim (5)$ (略)

(補助金の概算払)

5 厚生労働大臣は、原則として支払うべき額を確定した後、補助事業者が提出する精算払請求書に基づいて支払を行う。この場合において、厚生労働大臣は、補助事業者から適法な精算払請求書を受理してから速やかにこれをしなければならない。

ただし、補助事業者が概算払による支払を要望する場合は、厚生労働大臣は補助事業者の資力、補助事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければない。
- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) 事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (7) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税 額が0円の場合を含む。)は、第3号様式により速やかに、遅くとも事業 完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告し なければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支 社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本 部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合 は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該 仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(9) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等

の交付を受けてはならない。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、第1号様式による申請書に関係書類を添えて、別途定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加 交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、令和8年1月31 日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(遂行状況報告)

10 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、厚生労働大臣から要求があったときは、速やかに第4号様式による状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、事業完了の日から起算して1か月を経過した日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに第2号様式による報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 特別の事情により 4、7、8及び 11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。